〇佐久市地籍調査実施協力委員会設置要綱 平成17年4月1日告示第103号

佐久市地籍調査実施協力委員会設置要綱

(設置)

- 第1条 地籍調査事業の円滑な実施を図るため、地籍調査の実施地域(以下「実施地域」という。) ごとに地籍調査実施協力委員会(以下「委員会」という。)を置く。 (任務)
- **第2条** 委員会は、当該実施地域における地籍調査の実施に関し、次に掲げる事項について協力する ものとする。
 - (1) 道路、水路、堤塘(とう)、河川等の敷地及び畦(けい)畔(はん)の帰属に関する調査基準の調査に関すること。
 - (2) 境界紛争の円満な解決のために必要なこと。
 - (3) 各筆界の調査及び確認に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員若干人をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 実施地域の区長
 - (2) 実施地域内の住民で、実施地域の状況に精通した者 (委員の任期)
- 第4条 委員の任期は、当該実施地域内における地籍調査が完了するときまでとする。 (会長及び副会長)
- 第5条 委員会に会長及び副会長1人を置き、委員のうちから互選する。
- 2 会長は、会議の議長となり、委員会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 (その他)
- 第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。